

青森県報

第二千八百五十号

平成十九年
十月二十六日
(金曜日)

目 次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高年齢福祉課）	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	（同）	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	（同）	二
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	（同）	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（同）	二
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	（同）	三
中小企業等協同組合法による共済事業を行う組合に係る責任準備金の積立て等に関し必要な事項等	（商工政策課）	三
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	（水産振興課）	三
公共測量の実施	（監理課）	三
公共測量の終了	（同）	四
道路の区域の変更	（道路課）	四
道路の供用の開始	（同）	五
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	（県民生活文化課）	六
開発行為に関する工事の完了	（建築住宅課）	六

出先機関

土地改良区の役員就任及び退任……………（上北地域）…六
 土地改良区の定款変更の認可……………（同）…七

告 示

青森県告示第七百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を 行う事業所 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社オ フィスワン	青森市大字石江 五字江渡五二の七	福祉用具 貸与	株式会社オ フィスワン 事業部	青森市旭町三丁 目一四の二〇	平成 一九・九・三
株式会社オ フィスワン	青森市大字石江 五字江渡五二の七	特定福祉 用具販売	株式会社オ フィスワン 事業部	青森市旭町三丁 目一四の二〇	"

青森県告示第七百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
田村瑞穂	弘前市大字富田一丁目七の三	短期入所療養介護	田村泌尿器科医院	弘前市大字富田一丁目七の三	平成一九・八・二〇
医療法人博進会	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三六の二	訪問看護	訪問看護ステーション ぼたんの里	三戸郡南部町大字沖田面字千刈四五	一九・九・三〇
社会福祉法人徳望会	三戸郡階上町大字赤保内字道伝道添二一の二	訪問介護	見心園居宅サービスセンター	三戸郡階上町大字赤保内字道伝道添二一の二	一九・九・一
医療法人平成会	八戸市湊高台二丁目四の六	訪問看護	あさひ訪問看護ステーション	八戸市湊高台二丁目四の六	一九二〇・一
医療法人杏林会	東京都目黒区中央町二丁目五の二	訪問看護	えんぶり物語訪問看護ステーション	八戸市大字河原木字神才二の二	一九・九・二五
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	訪問入浴介護	在宅介護支援センター 白神荘	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四三の二	一九・九・二六
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	訪問入浴介護	在宅介護支援センター 三和園	弘前市大字三和字上恋塚一九	一九・九・二六

青森県告示第七百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人エーデルの里	上北郡野辺地町字石神裏六の二	居宅介護支援事業所 エーデル	青森市大字浜田字玉川六四の四一階	平成一九・九・二七

青森県告示第七百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
有限会社アットホーム	青森市筒井四丁目八の一七	あおぞら在宅介護相談センター	青森市奥野二丁目二七の一〇	一九・九・二六
黒石市	黒石市大字市ノ町一の一	黒石市国民健康保険黒石病院	黒石市北美町一丁目七〇	平成一九・九・二七

青森県告示第七百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	指定年月日
株式会社オフィスワン	青森市大字石江五字江渡五二の七	青森市大字石江五字江渡五二の七	特定介護予防福祉用具貸与	株式会社オフィスワンエコライフ事業部	青森市旭町三丁目一四の二〇	青森市旭町三丁目一四の二〇	平成一九・九・二七
株式会社オフィスワン	青森市大字石江五字江渡五二の七	青森市大字石江五字江渡五二の七	特定介護予防福祉用具販売	株式会社オフィスワンエコライフ事業部	青森市旭町三丁目一四の二〇	青森市旭町三丁目一四の二〇	"

青森県告示第七百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百五十五条の九第二号の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	名称	所在地	廃止年月日
医療法人平成会	田村瑞穂	弘前市大字富田一丁目七の三	短期入所療養介護	田村泌尿器科医院	弘前市大字富田一丁目七の三	弘前市大字富田一丁目七の三	平成一九・八・二〇
医療法人平成会	田村瑞穂	弘前市大字富田一丁目七の三	訪問看護	あさひ訪問看護ステーション	弘前市大字富田一丁目七の三	弘前市大字富田一丁目七の三	平成一九・一〇・一

青森県告示第七百四十号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第五十八条第七項及び第

五十八条の四並びに中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年厚生労働省、農林水産省、令第一号）の規定に基づき知事が定める事項については、中小企業等協同組合法施行規程（平成十九年三月二十八日厚生労働省、農林水産省、告示第一号）の例による。

経済産業省 国土交通省

産省、令第一号）の規定に基づき知事が定める事項については、中小企業等協同組合法施行規程（平成十九年三月二十八日厚生労働省、農林水産省、告示第一号）の例による。

金融庁、財務省、経済産業省、国土交通省

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第七百四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域	区	分
西津軽郡深浦町大字広戸字家野上二〇一の五〇 舟木 康彦	深浦区域			主として底建網漁業
西津軽郡深浦町大字広戸字家野上九五の一〇〇 小野 英幸				

青森県告示第七百四十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	後			
1	国 道	一〇二号	十和田市大字三本木字稲吉三の九六から 十和田市大字三本木字稲吉一七六の四二まで	一四・四五メートルから 一四・三五メートルまで	一四・三五メートルから 一四・三五メートルまで	一、一〇九・二〇メートル	一、一〇九・二〇メートル	
2	県 道	大泉姥泡線	五所川原市大字姥泡字桜木七八の一から 五所川原市大字姥泡字桜木九七の二まで	八・〇〇メートルから 五二・〇〇メートルまで	八・〇〇メートルから 五二・〇〇メートルまで	一七五・〇〇メートル	一七五・〇〇メートル	
			三戸郡田子町大字田子字風張一二の四七から 三戸郡田子町大字相米字相米五の二まで	一七・八〇メートルから 一七・八〇メートルまで	一七・八〇メートルから 一七・八〇メートルまで	二〇〇・〇〇メートル	二〇〇・〇〇メートル	

青森県告示第七百四十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関
国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所

二 測量の種類
公共測量（2級基準点測量）

三 測量の期間
平成十九年十月二十五日から平成二十年一月三十一日まで

四 測量の地域
青森市内

青森県告示第七百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年十一月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関
東北防衛局

二 測量の種類
公共測量（国有財産台帳図面作成）

三 測量の期間
平成十九年六月一日から同年九月二十八日まで

四 測量の地域
つがる市豊富町屏風山、同市富港町屏風山地域

青森県告示第七百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年十一月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

6	5	4	3
国 道 三三八号	国 道 一〇一号	国 道 一〇一号	県 道 田子十和田 湖線
下北郡佐井村大字長後字沼ノ平九一から 下北郡佐井村大字長後字福浦川目無番まで	西津軽郡深浦町大字大間越字寛三四の二七から 西津軽郡深浦町大字大間越字寛三四の二八まで	西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平二二の三六六から 西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平二二の四二まで	三戸郡田子町大字田子字風張一の四から 三戸郡田子町大字相米字相米五の二まで 三戸郡田子町大字田子字風張一二の四七から 三戸郡田子町大字相米字相米五の二まで 三戸郡田子町大字相米字相米五の二まで 三戸郡田子町大字相米字相米五の二まで
後	前	後	前
四七・四〇〇メートルから	一五・八〇〇メートルから	一六・九・六〇メートルから	四四・九・二〇メートルから
二二二・〇〇メートル	一四五・〇〇メートル	二二五・三〇メートル	二二〇・〇〇メートル
後	前	後	前
一五・八〇〇メートルから	一五・八〇〇メートルから	一六・九・六〇メートルから	四四・九・二〇メートルから
二二二・〇〇メートル	一四五・〇〇メートル	二二五・三〇メートル	二二〇・〇〇メートル
後	前	後	前
一五・八〇〇メートルから	一五・八〇〇メートルから	一六・九・六〇メートルから	四四・九・二〇メートルから
二二二・〇〇メートル	一四五・〇〇メートル	二二五・三〇メートル	二二〇・〇〇メートル
後	前	後	前
一五・八〇〇メートルから	一五・八〇〇メートルから	一六・九・六〇メートルから	四四・九・二〇メートルから
二二二・〇〇メートル	一四五・〇〇メートル	二二五・三〇メートル	二二〇・〇〇メートル
後	前	後	前
一五・八〇〇メートルから	一五・八〇〇メートルから	一六・九・六〇メートルから	四四・九・二〇メートルから
二二二・〇〇メートル	一四五・〇〇メートル	二二五・三〇メートル	二二〇・〇〇メートル

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
久栗坂造道線	青森市原二丁目八の五から 青森市矢作二丁目六の一〇まで 青森市矢作一丁目六の一から 青森市八重田二丁目一三の一〇まで	平成 一九・一〇・二六
西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜二七の一〇か	青森市東造道二丁目四の三から 青森市東造道二丁目四の一まで	

国道 一〇一号	西津軽郡深浦町大字田野沢字成瀬二一七の二四八まで 西津軽郡深浦町大字轟木字扇田二〇の二五五から 西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平二一の四二まで	一九二〇・三
国道 三三八号	西津軽郡深浦町大字大間越字笥三四の二七から 西津軽郡深浦町大字大間越字笥三四の二八まで 西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字外馬屋無番から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字米山一の一八まで 下北郡佐井村大字長後字沼ノ平九一から 下北郡佐井村大字長後字福浦川目無番まで	一九二〇・一 " 一九二〇・二六

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十九年十月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人NPO身障者青脳会
- 三 代表者の氏名
杉浦 清剛
- 四 主たる事務所の所在地
青森市大字新城字平岡一〇九の二八七

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内における身体障害者及び脳卒中者に対し、生活の自立を支援する事業を行うことによつて、障害のあるなしかかわらず、共に健康な生活を送れるような社会づくりに寄与することを目的とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字相坂字小林一五の六、四八の一、四八の一から四八の一四まで、四九の二、四九の六及び四九の一〇から四九の二四まで	十和田市西三番町一の一四 有限会社 朝日商産

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、砂土路川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年十月二十六日

上北地域県民局長 北 村 収

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任年月日

理事	立崎 賢治	十和田市大字立崎字堤尻五三	平成 一九・四・二就任
理事	佐々木 君信	大字洞内字前田六二の二	"
理事	仁和 文雄	大字大沢田字前田二八の一	"
理事	大久保 芳樹	字下毛山一五の四	"
理事	山端 敏行	大字八斗沢字家ノ下六三九の四	"
理事	中野 均	大字洞内字家ノ向二	"
理事	山端 勝	大字大沢田字葉ノ木谷地六の二	"
理事	野村 武美	上北郡東北町大字大浦字山添二	"
理事	田高 忠美	十和田市大字大沢田字早坂二九	"
理事	宮本 正志	字大沢田五	"
理事	妻神 忠政	大字立崎字立崎二	"
理事	母良田 俊徳	大字大沢田字早坂二七の一	"
理事	立崎 賢治	大字立崎字堤尻五三	一九・四・一退任
理事	佐々木 君信	大字洞内字前田六二の二	"
理事	佐藤 喜美男	大字大沢田字芋久保六七の二	"
理事	大久保 芳樹	字下毛山一五の四	"
理事	斗沢 義光	大字八斗沢字八斗沢三四の二	"
理事	仁和 文雄	大字大沢田字前田二八の一	"
理事	山端 敏行	大字八斗沢字家ノ下六三九の四	"
理事	中野 均	大字洞内字家ノ向二	"
理事	山端 勝	大字大沢田字葉ノ木谷地六の二	"
理事	野村 武美	上北郡東北町大字大浦字山添二	"
理事	田高 忠美	十和田市大字大沢田字早坂二九	"
理事	宮本 正志	字大沢田五	"
理事	妻神 忠政	大字立崎字立崎二	"
理事	母良田 俊徳	大字大沢田字早坂二七の一	"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、北三沢土地改良区の定款の変更を平成十九年十月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年十月二十六日

上北地域県民局長 北村 収

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭